

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

看護師養成所授業料等条例施行規則（昭和44年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 条例附則第5項の規定により入学選考料、入学料又は寄宿舎料（以下「入学選考料等」という。）の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 条例附則第5項の規定により入学選考料、入学料又は寄宿舎料（以下「入学選考料等」という。）の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p><u>（5） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、平成23年4月22日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き</u></p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。